

# 現名義人様が生前に 承継人を指定した場合

◎原則として、生前指定承継は、当初使用許可日より10年間はお受けできません。

## 窓口にお持ちいただく書類

- |                                            | チェック                     |
|--------------------------------------------|--------------------------|
| 1 申請者の実印 (必ずご持参してください)                     | <input type="checkbox"/> |
| 2 申請者の印鑑登録証明書 (発行日が申請日より3ヶ月以内のもの)          | <input type="checkbox"/> |
| 3 指定書 (現名義人の実印を押したもの) 用紙は申請受付窓口に用意してあります。  | <input type="checkbox"/> |
| 4 現名義人の印鑑登録証明書 (発行日が申請日より3ヶ月以内のもの)         | <input type="checkbox"/> |
| 5 戸籍謄本等 (戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍) 下記の2点の内容が備わったもの  |                          |
| ① 申請者の現在の戸籍謄本 (発行日が申請日より6ヶ月以内のもの)          | <input type="checkbox"/> |
| ② 現名義人と申請者との関係がわかる戸籍謄本                     | <input type="checkbox"/> |
| 6 承継理由が確認できる書類等 (戸籍謄本、診断書、在籍証明書 等)         | <input type="checkbox"/> |
| 7 東京都霊園使用許可証                               | <input type="checkbox"/> |
| 紛失の場合は、直近の管理料領収書 (口座振替の場合は口座振替通知書)         |                          |
| 8 承継使用申請書及び誓約書                             | <input type="checkbox"/> |
| 用紙は申請受付窓口に用意してあります。                        |                          |
| 申請時に記入し、申請者の実印を押していただきます。                  |                          |
| 9 手数料 1,600円 (承継使用申請墓所一ヶ所につき)              | <input type="checkbox"/> |
| 10 郵送料 切手450円分 (新しく発行された霊園使用許可証を郵送する簡易書留代) | <input type="checkbox"/> |

※上記1～7の書類等はすべて原本をお持ちください。

※印鑑登録証明書以外の提出書類について、原本還付を希望される場合は「原本」と「写し」を提出してください。

申請は上記の書類等をそろえて、①ご利用の霊園管理事務所  
②ご利用以外の都立霊園  
③(公財)東京都公園協会霊園課 の窓口で行なってください。

### ※ 郵送による申請はできません

お手続きの際に不足の資料があった場合等は、ご協力をお願いいたします。

〒 ー  
東京都 霊園管理事務所 ☎ ( ) 担当 \_\_\_\_\_

〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-44-1 健康プラザ ハイジア10階  
(公財) 東京都公園協会公園事業部 霊園課 ☎ 03 ( 3232 ) 3151